

12年前、阪神・淡路大震災が起きましたが、その時点での発生確率は「30年以内に8%」でした。

同規模（マグニチュード7クラス）の首都直下地震の発生確率は「10年以内に30%、30年以内に70%」です。明日起きてもおかしくありません。

首都直下地震では、どれぐらいの被害が出るのでしょうか。

2005年2月の中央防災会議（内閣府）の被害想定では、最大震度6強の東京湾北部地震が風速15メートルの冬の夕方に発生すると、死者1万1千人（うち焼死者6千人）、負傷者20万人、建物の全壊20万棟、焼失65万棟、その経済被害は112兆円と見込まれています。

この数字は、たった一つの直下地震で、破局的な被害となりうることを意味しています。都民の生命と財産が著しく損なわれるばかりか、日本全体の経済、社会、財政が破綻する可能性もあります。

★震災対策の基本は耐震補強★

1995年1月17日早朝に起きた阪神淡路大震災では、6434人以上の方が亡くなりました。

そのうち震災関連死を除く5501人の85%の方が、壊れた建物や家具の下敷きになり、窒息死や圧死、10%の方は、壊れた自宅に閉じ込められ、身動きができません。そのまま焼死したといわれています。

家が壊れなければ、こんなに多くの方が死なずにすみました。壊れた家が道路を塞いで救助活動や消火活動を困難にすることもなく、さらに出火率も下がったことでしょう。

耐震補強によって家を強くすることは、その家に住んでいる人の「命」を守るだけでなく、地域での救出救助や消火などの「対応活動」をしやすくし、「火災」も減らすこととなります。しかも、百万人単位の避難者生活、膨大なガレキ処理、経済や教育の低迷、莫大な復旧・復興「経費」など、その後に生じる多くの困難を軽減することもできます。

耐震補強は一石四鳥なのです。耐震補強が震災対策の基本といわれる所以です。阪神・淡路大震災の六千人を超える亡くなられた方は、自らの命と引き替えに、このことを我々に示してくださったのです。

□のみの場合は、以下と、020-4022-0117に返信してください。

区市町村名: 文京区長 候補者のお名前: 徳倉 泰祐

候補者の皆様には、以下の公開質問に、お答えいただきたくお願い申し上げます。

質問1 東京都は区市町村別に直下地震の被害想定を公表しています。この東京直下地震が発生した場合、貴区市町村での被害及び対応はどうかと考えますか。次の中から一つお選びください。

1. 大きな被害が出て、行政機関等では対応が困難だと思う
2. 大きな被害は出るが、行政機関等で対応できると思う
3. それほど大きな被害は出ないと思う。
4. その他 ()

質問2 「耐震補強」について

耐震補強を推進するため、耐震診断や耐震補強工事への助成をしている自治体もありますが、その数はまだ多くありません。私たちは、できるだけ多くの自治体が助成制度を採用されることを希望します。

また、助成制度はあっても、あまり活用されていない現状もあります。その大きな理由は、建築基準法が求める耐震強度（耐震診断の評点1.0以上）を確保する場合には、かなりの耐震補強工事費が必要になるからです。そこで、建築基準法が求める耐震強度に達しなくて、たとえ家が壊れたとしても、生存空間が確保できる「簡易耐震補強」でも良いのではないかとこの考え方があり、墨田区をはじめいくつかの自治体で助成制度も実現しています。

また、低所得者については、一部助成では耐震補強が進まないことから、周囲への影響を考慮全額公費でも耐震補強をすべきだとの考えもあります。

問2-1 「建築基準法に適合する耐震補強」への助成の必要性について、あなたはどのように考えますか。次の中から一つお選びください。

1. 全額自己資金で工事を行うべきで、公費で助成すべきではない。
2. 上限を設けたうえで、一部助成（例えば工事費の50%）を実施すべき。
3. その他 ()

問2-2 「簡易耐震補強」への助成の必要性について、あなたはどのように考えますか。次の中から一つお選びください。

1. 全額自己資金で工事を行うべきで、公費で助成すべきではない。
2. 上限を設けたうえで、一部助成（例えば工事費の50%）を実施すべき。
3. その他 ()

問2-3 「低所得者には全額公費助成をすべきだ」との意見について、あなたはどのように考えますか。次の中から一つお選びください。

1. 全額公費助成はすべきではない。
2. 「建築基準法に適合する耐震補強」について、一定の限度額を設けたうえで全額公費助成をすべき。
3. 「簡易耐震補強」について、一定の限度額を設けたうえで全額公費助成をすべき。
4. 全額公費助成ではなく、一部を助成し、残りを貸付けで対応すべき。
5. その他 ()

問2-4 あなたは、「耐震補強」を区民や市民に普及啓発するため、どのように取り組みますか。次の中から一つお選びください。

1. 助成制度を、広報紙等で普及啓発していく。
2. 広報紙等に加え、耐震補強に関する相談会などを全域で実施し、普及啓発を進める。
3. 広報紙等に加え、耐震補強に関する相談会などを全域で実施するとともに、昭和56年以前に築造された建物の持ち主全員に耐震診断、耐震補強工事を促すお知らせを出して普及啓発を進める。
4. その他 ()

質問3 「耐震補強推進協議会の設置」について

地域住民が安心して耐震補強工事を進めるには、信用できる技術で、信用できる工務店が工事を行うことが重要です。そのためには、各区や市ごとに、地域で仕事をしている優秀な建築士や高い技術を持った工務店などを組織化し、地域ぐるみで耐震補強を推進するための「耐震補強推進協議会」を、行政との協働で設置し、相談から費用に合わせた工事までを一貫して行う取り組みが考えられます。

このことについて、あなたはどのように考えますか。

1. 行政が関与してそのような協議会を設立する必要はないと思う。
2. 必要はあると思うが、現実的には、協議会の設立は困難だと思う。
3. 耐震補強推進協議会を設置したい。
4. その他 ()

質問4 賃貸住宅などの「耐震性の表示」について

多くの若者や高齢者は、家賃などが安い耐震性に欠ける古い住宅や木造アパートに住んでいます。阪神・淡路大震災では、こうした建物が倒壊して高齢者や学生が多数亡くなりました。これは、賃貸住宅や中古の建物の広告に「耐震性の表示」がないことが大きく影響していると考えます。

あなたは、行政の施策として、賃貸住宅や中古の建物について、賃貸契約時や購入契約時に「耐震性の公表」を義務づけることについて、どのように考えますか。次の中から一つ選んで

ください。

1. 「築年」は公表されるので、それで判断すればいいから、現状で十分。
2. 昭和56年以前に建てられた建物について、「耐震性」が問題となるが、低所得者の住宅確保などに大きな影響を与えるので、耐震性の公表は困難と考える。
3. 条例などによって、昭和56年以前に建てられた建物に限り「耐震性の公表」を行う制度を設ける。
4. 条例などによって、すべての建物について、「築年」、「耐震補強の有無」の公表を義務づける。
5. その他 ()

質問5. その他、震災対策に関するお考えについて

(800字程度以内でお書きください)

災害が起ってからよりも、起る前に被害を最小限に
食い止める「減災」対策が必要です。
大地震での被害を少しでも減少させるために
旧も早く減災対策としての民間住宅の耐震
補強工事の推進と家屋内での家具の転倒
防止対策を行う必要があります。